

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成28年3月1日

奈良県知事 荒井 正 吾

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

首都圏における県産農産物評価向上支援事業委託業務

### (2) 業務の目的

高品質な奈良県産農産物を首都圏へ安定供給し、首都圏マーケットでの評価を向上させることを通じて、首都圏における奈良県産農産物のブランド化を図る。併せて、奈良県産農産物の首都圏における競争力強化を推進する。

### (3) 業務内容

- ①奈良県産農産物の集荷から配送まで一連の首都圏への安定した配送体制を構築する。
- ②週3回以上を原則として、大田市場・築地市場（豊洲市場）へ農産物を直送する。
- ③出荷希望者から手数料を徴収し、県委託料と併せて業務を実施する。
- ④本業務について、県内生産者等へ広く周知し利用の促進を図るとともに、首都圏における販路開拓・拡大に努める。
- ⑤首都圏への配送方法について出荷希望者からの問合せに対応する。ただし、必要な場合は、県と協議し決定する。
- ⑥毎週、配送の状況について県に報告する。

### (4) 業務の仕様等

首都圏における県産農産物評価向上支援事業委託業務説明書（以下「業務説明書」という。）の示すところによる。

### (5) 委託上限額

11,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（※ただし、当該業務に係る予算が議決されなかった場合は、当該業務手続きについて停止の措置を行う。）

### (6) 履行期間

契約締結日から平成29年3月31日（金）まで

## 2 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 奈良県における競争入札参加資格を有している者であること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、技術提案書の提出時までに資格者の登録申請を終えていることを条件とする。
- (2) 県内に本社もしくは支店ないし営業所を設置している者であること。
- (3) 本件業務と同類の業務（農産物の集荷、首都圏での農産物の販売、首都圏への農産物の配送の何れか）を実施した実績（規模は問わず）を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (8) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (9) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (10) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (11) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (12) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用してないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

### 3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2 の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

### 4 手続き等

- (1) 担当部署（書類の提出先および問い合わせ先）

奈良県農林部マーケティング課 販売・流通係

TEL 0742-27-5427

FAX 0742-26-6211

住所 〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

- (2) 業務説明書の配布

平成 28 年 3 月 1 日（火）から平成 28 年 3 月 15 日（火）午後 5 時までの間に、(1) の担当部署または「奈良県マーケティング課ホームページ」から入手するものとする。

担当部署における配布は午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年 3 月 31 日奈良県条例第 32 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

- (3) 参加表明書の提出

①提出期限 平成 28 年 3 月 15 日（火）の午後 5 時まで

受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

②提出先 4(1)の担当部署と同じ

③提出物および提出部数 各1部

- ・様式1 参加表明書
- ・様式2 事業者・会社等概要
- ・様式3 本件業務と同類の業務実績

④提出方法 持参または郵送。

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

(4) 技術提案書の提出

①提出期限 平成28年3月24日(木)の午後5時まで

受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

②提出先 4(1)の担当部署と同じ

③提出物および提出部数

- ・様式4-1 技術提案書
- ・様式4-2 実施体制
- ・様式4-3 企画提案
- ・様式5 見積書

正1部 副11部(副11部は企業・団体名を記載しないこと。)

④提出方法 持参または郵送。

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

(5) 技術提案書の審査

技術提案書に加え、提案者によるプレゼンテーション審査を実施する。

(平成28年3月下旬を予定。)

なお、詳細については参加表明書の提出の後、技術提案書の提出に対する要件を満たしたと判断された者に対して改めて通知する。

(6) 質問の受付

業務説明書に示すところによる。

(7) 留意事項

業務説明書に示すところによる。

5 受託者の特定

技術提案書等を評価基準により審査し、最も高い評価を得た事業者を受託者として特定する。

6 契約の締結

5により選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他

- (1) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) その他、詳細は業務説明書によるものとする。